様式第9号(第8条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

身延町下水道事業管理者

戸別浄化槽分担金徴収猶予取消通知書

　身延町戸別浄化槽の整備に関する条例施行規程第8条第1項の規定により次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 人槽の区分 | 人槽 |
| 使用料の額 | 円 |
| 徴収猶予取消しの理由 |

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日（身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。